

# 不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン（案） （概要版）

---

## はじめに

## ◆背景

- 令和3年7月に静岡県熱海市において盛土が崩落し、土石流災害が発生したことや、近年、全国各地で盛土による災害が発生したことを踏まえ、全国一律の基準で包括的に規制する盛土規制法を制定。

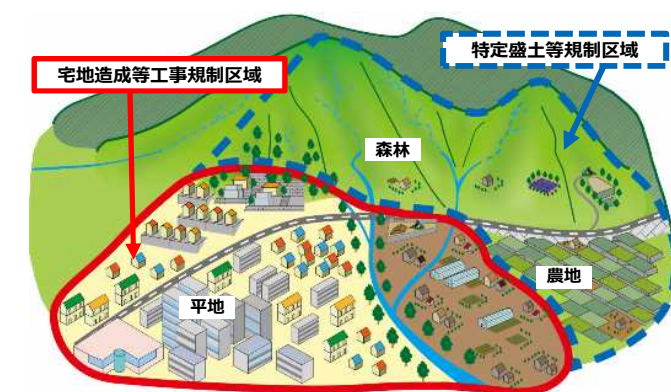


R3.7 静岡県熱海市

## ◆法の概要

- 都道府県知事等が盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定し、区域内の盛土等を幅広く規制
- 新たに造成される盛土等は、都道府県知事等による許可制度の対象
  - 許可の際の技術的基準等への適合
  - 工事途中の中間検査、定期報告、工事後の完了検査による安全性の確保
  - 許可制度に違反した場合は監督処分の対象
- 盛土等が行われた土地の安全性の担保
  - 土地所有者等に土地の保全努力義務を課す
  - 危険な場合には、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても改善命令が可能
- 実効性のある罰則の措置
  - 無許可や技術的基準違反、命令違反等に対して高い水準の罰則を措置（最大で懲役3年以下、罰金1,000万円以下）
  - 法人に対しては法人重科を措置（最大で3億円以下）
- その他
  - 行政処分等を判断するため立入検査や報告徴取が可能
  - 必要な場合に円滑に行政代執行ができるよう特例を措置

規制区域のイメージ



不法・危険盛土等への対処が適切に行われるようガイドラインを策定。

- 平素からの監視や違反行為の早期発見、発見後の現状把握や行政処分等を関係局と連携し実施することにより**本法の実効性を確保することが重要**
- 過去の盛土等の崩落事例を踏まえ、違法性や危険性が認められる場合には、行政指導に頼らず、躊躇なく行政処分を実施する**行政の意識改革が重要**

# はじめに

## ◆不法・危険盛土等事案

### ○過去の不法・危険盛土等事案の傾向と課題

- 人目のつかない山間部や、車両のアクセスが良く交通量が少ない高速道路や幹線道路沿いで、無許可や許可申請と異なる盛土等の行為が行われることが多く、**発見の遅れにより崩落が発生**している。
- **規模が拡大した盛土等は是正措置に時間や労力等を要するため、是正が困難になる傾向にある。**
- 盛土等条例による規制は罰則が十分でなく、行政処分に従わないことも課題であった。
- 地方公共団体も**行政指導を繰り返すにとどまり、結果、崩落に至っている**場合が多い。
- 行政処分を行った場合も、**原因行為者が従う意思を示しつつも是正が行われない場合や、是正が不十分な場合**であっても、行政代執行に躊躇し、結果、崩落に至っている事例もある。
- **関係部局や都道府県と市町村間の連携不足**により適切な行政対応ができていない事例も散見される。

### ○過去の事案を踏まえた教訓

- **平素から許可情報等を整理・共有するとともに監視・発見を行い早期発見に努めること。**
- 危険性が認められる場合はいたずらに行政指導を繰り返さず、**躊躇なく行政処分を実施し、災害防止のため必要な場合は行政代執行を実施**すること。
- 違反行為が悪質な場合は、告発の検討すること
- これらの対応について**関係部局等と連携体制を構築し効果的な連携**を行うこと。



山奥に造成された無許可盛土事例



斜面地の谷を埋め、土砂が崩壊した事例



農地に造成された無許可盛土事例



道路沿いの平地に造成された無許可盛土事例

## ■ガイドラインの構成

### 第1編：総説

本ガイドラインの位置づけ等について記載

### 第2編：日常的な行政対応

不法・危険盛土等の早期発見、早期対応に向け行政が日常的に実施すべき事項について記載

### 第3編：不法・危険盛土等発見後の行政対応

不法・危険盛土等を発見した後の、現状把握における事実認定の方法、緊急対応方法、行政処分の要件と内容等について記載

### 第4編：関係部局等との連携

各ステップにおける関係部局等との連携方法について記載

# 日常的な行政対応

## ◆盛土等に関する情報の管理

### 許可・届出等の情報整理

- 違法性・危険性が疑われる盛土等の発見時、円滑な事実関係の確認のため、許可・届出等の情報管理が重要

### 行政対応の記録の情報管理

- 訴訟等となった場合に行政の対応の正当性を説明するために必要
- 告発する際に重要な証拠資料となるため、適切に記録・管理することが重要

### 関係部局間の情報共有

- 不法・危険な盛土等の早期発見に資するため、関係部局との許可・届出情報、発見情報等の共有が重要（定期的な連絡会議、メールや電話等）

## ◆不法・危険盛土等の監視・発見

- あらゆる方法により不法・危険盛土等の早期発見に努めることが重要

### パトロールによる発見

- 不法・危険な盛土等が行われやすい場所に重点的に実施するなど、ルートや頻度を決めて計画的に実施することが重要

### 関係部局等との連携による発見

- 他の土地利用規制担当部局や廃棄物規制担当部局などが実施するパトロール等と連携して、効率的にパトロールを実施することが考えられる。
- 民間団体等と協定を締結し、情報提供を求める取組も考えられる

### 地域住民による通報

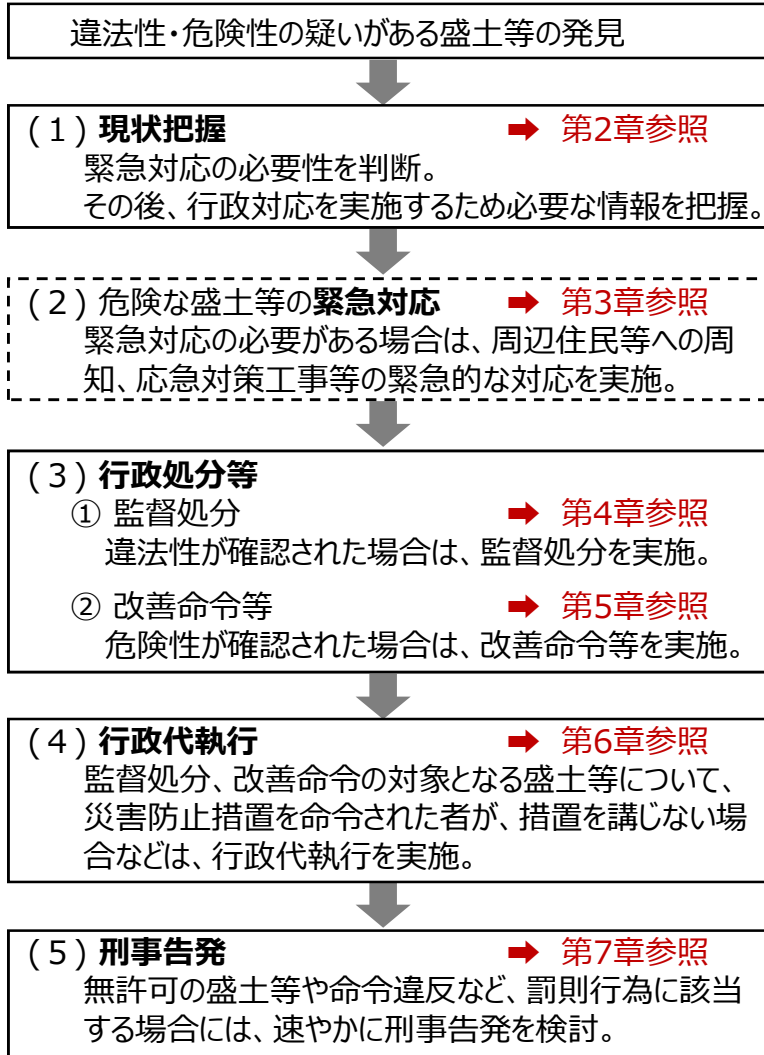
- 地域住民の相談先の明確化を図るなど、通報しやすい環境の整備が重要

### 衛星画像解析等を用いた盛土等の監視・発見

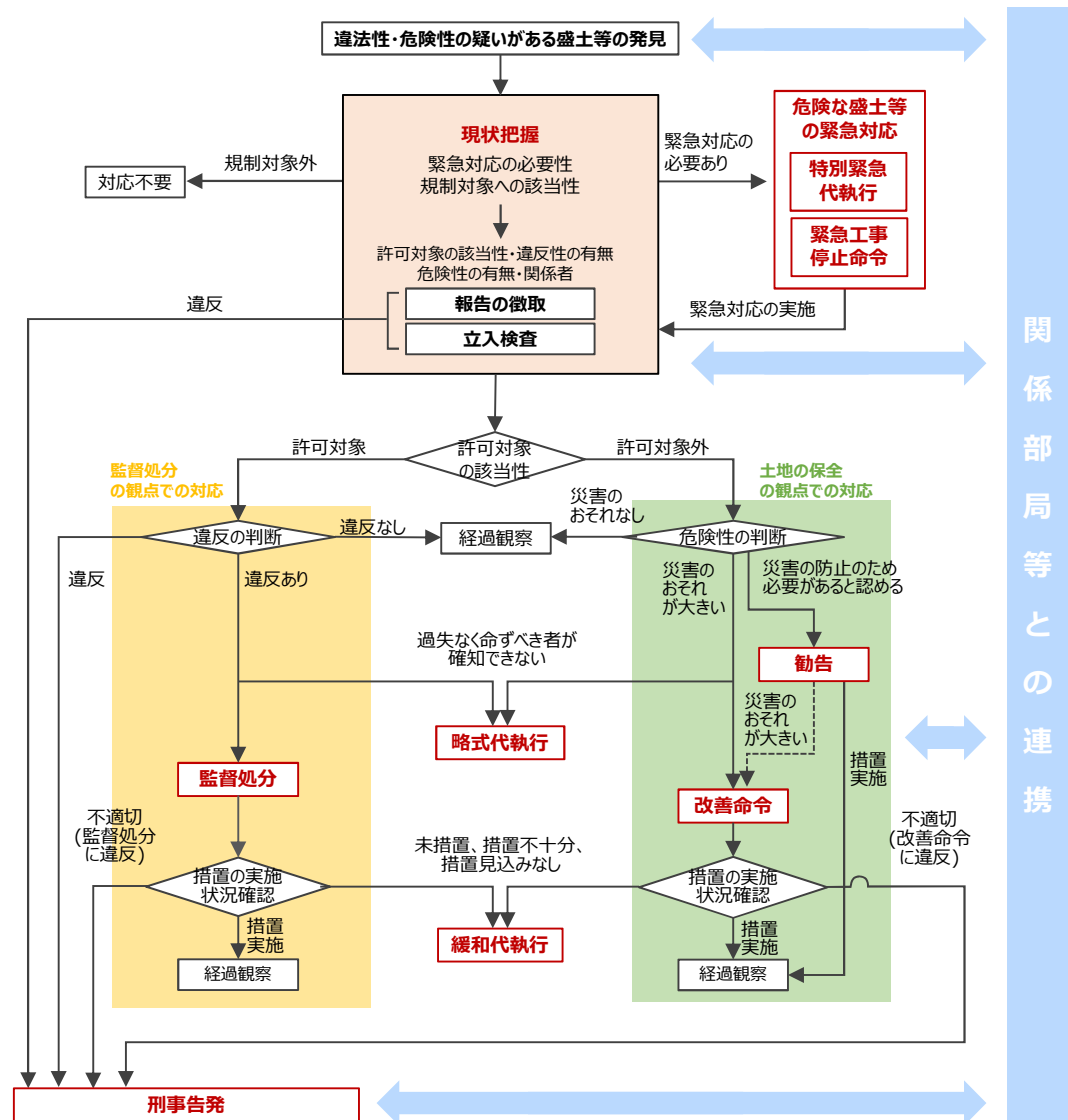
- 衛星画像や衛星データ等を活用した広域かつ網羅的な確認が有効
- ドローンによる上空からの確認も有効

# 不法・危険盛土等発見後の行政対応

## ◆不法・危険盛土等発見後からの行政対応フロー



※随時、関係部局や関係機関等との連携を行うこと

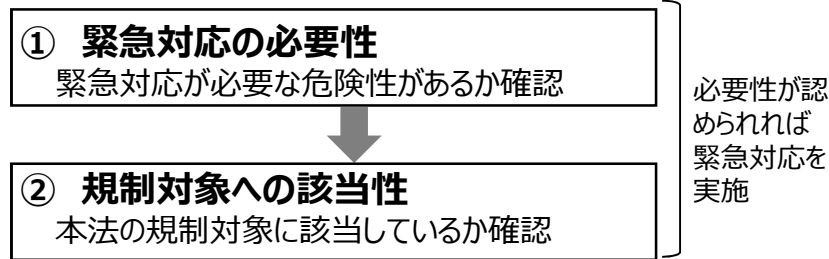


# (1) 現状把握

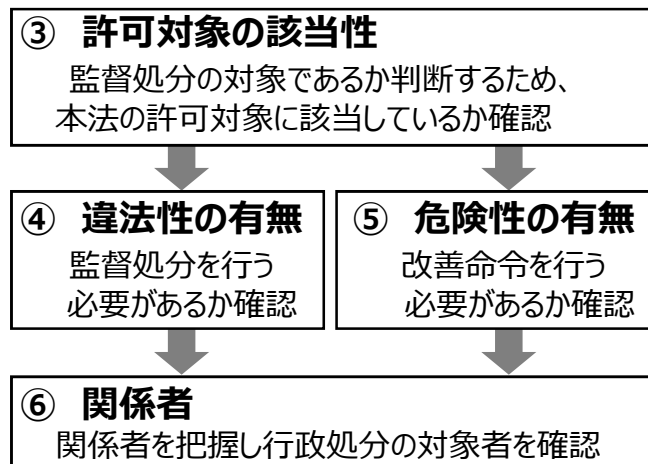
## ◆現状把握の進め方

- 違法性・危険性の疑いのある盛土等を発見した場合は、まず、緊急対応の必要性を判断する。その後、行政対応を実施するため必要な情報を把握する。

### (1) 緊急対応の必要性の検討



### (2) 行政処分の必要性の判断



## ◆現状把握の方法

- 具体的な現状把握の方法として、法に基づく立入検査、報告徴取やその他の方法がある。
- これらを積極的に活用し、客観的資料の収集に努めること。
- 他法令による規制がある場合は、**当該関係法令担当部局と連携し、情報を共有し、効果的な場合には合同で立入検査を実施**することも考えられる。

### <立入検査>

- 法に基づき盛土等に関する工事が行われている土地へ立ち入り、**当該土地や当該土地において行われている工事の状況を検査**。
- 実施可能な検査は、測量、勾配等の検査、その他現況観察検査等のほか、**ボーリングによる検査や掘削調査についても実施可能**。

### <報告徴取>

- 法に基づき**当該土地又は当該土地で行われている工事の状況について、報告を求めることが可能**であり、施行関係書類や工事請負契約書類等も徴取内容に含まれる。
- 徴取の相手方は土地の所有者、管理者、占有者。  
(例、**工事施行中の場合、工事主、工事施行者も占有者に該当し報告徴取が可能**)

### <その他の方法>

- 既存書類や衛星画像等を用いた机上調査
- 対象地周辺での聞き取り調査
- 監視カメラによる確認、ドローン調査等

## (2) 危険な盛土等の緊急対応

### ◆「緊急対応」が必要な盛土等

- 一時的に崩壊等の被害を回避するため、まずはソフト対策（周辺住民等への周知等）とハード対策（応急対策工事）による「緊急対応」を行った上で、その後の行政対応を行う。
- ただし、応急対策工事で抜本的な災害防止措置まで実施することも可能。

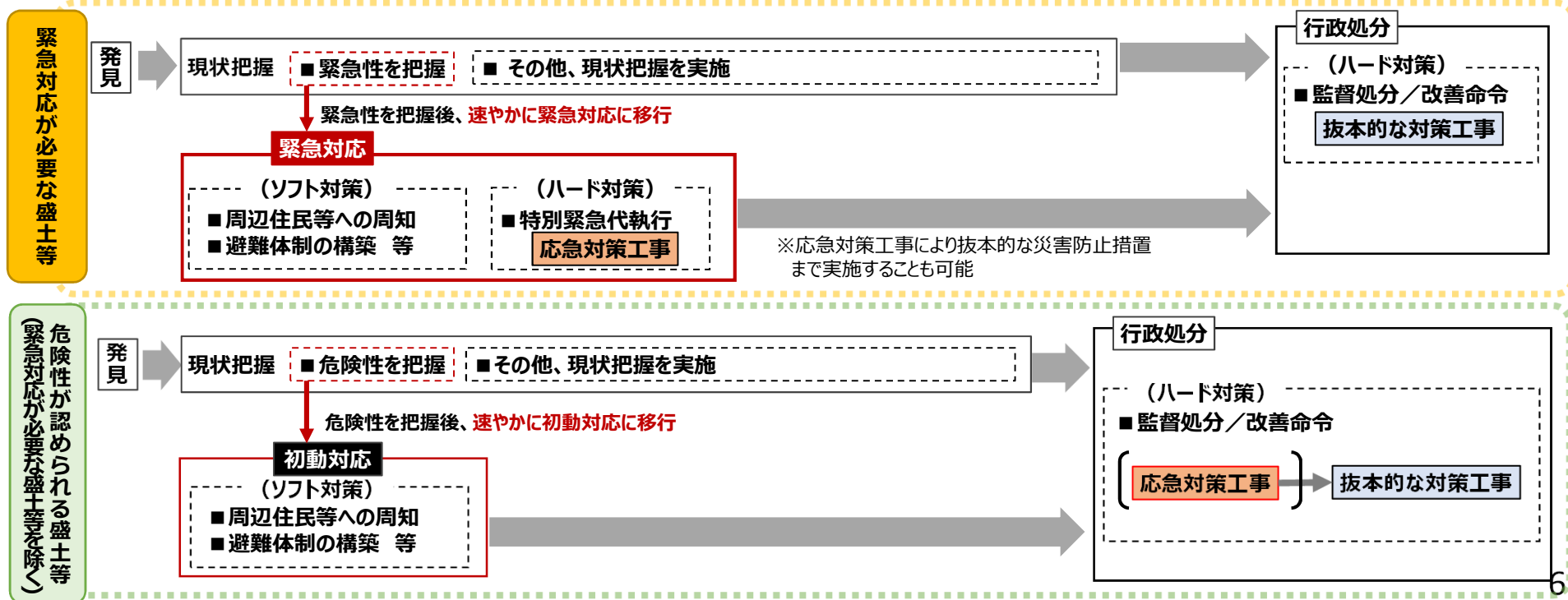


←既に盛土の崩壊が発生し、崩壊土砂が不安定な状態で堆積しており、二次災害の発生や被害の拡大のおそれがある危険な状態。

### ◆危険性が認められる盛土等（「緊急対応」の必要は盛土等を除く）

- 速やかにソフト対策（周辺住民等への周知等）による「初動対応」を行う。
- また、その後の行政処分をする際に、必要に応じて、抜本的な対策工事だけでなく応急対策工事を命ずることも可能。

亀裂に沿って段差が生じはじめる等、崩壊し始めており、危険な状態。



### ◆行政処分

- 本法では、不法・危険盛土等に対処する行政処分として、「監督処分」と「改善命令」の2種類の方法を規定。
- 「監督処分」は、許可制度上の違反がある盛土等が対象。
- 「改善命令」は、原則、許可制度の対象外であるものの、危険性のある盛土等が対象。

### (1) 監督処分

- 違反内容や工事の進捗状況等を踏まえ、命令内容と命令可能な相手方を決定。
- 命令可能な相手方は、原因行為者のほか工事後の場合は土地所有者等に対しても命令の対象。

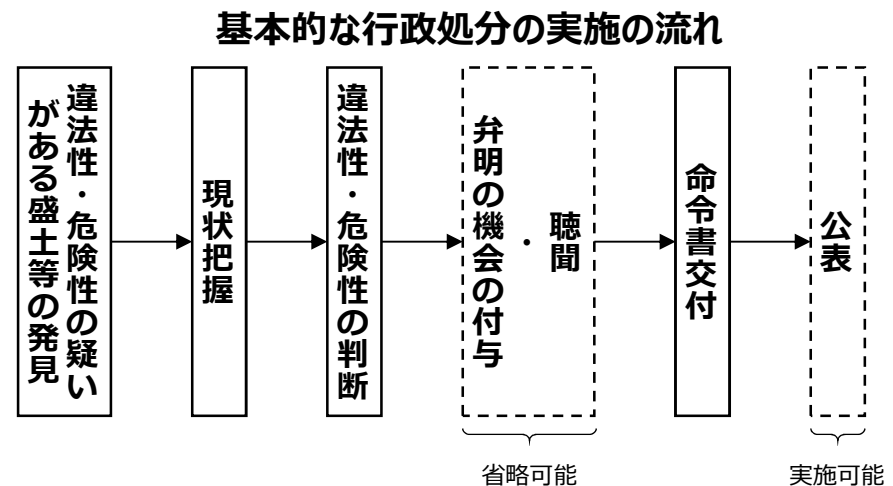
<発出可能な命令内容>   許可取消命令  
                                  工事施行停止命令/緊急工事施行停止命令（工事中の場合）  
                                  土地使用制限・禁止命令（工事後の場合）  
                                  災害防止措置命令

### (2) 改善命令

- 改善命令が必要な危険性があるかどうか、「盛土等の状況」と「人的被害のおそれ」の双方から判断。
- 命令対象者は土地所有者等のほか、原因行為者がいる場合には、当該原因行為者に対しても改善命令が可能。

### ◆手続の流れ

- 行政処分の内容や状況により手続きの省略が可能。
- 災害防止のため処分内容の公表が可能。





# (4) 行政代執行

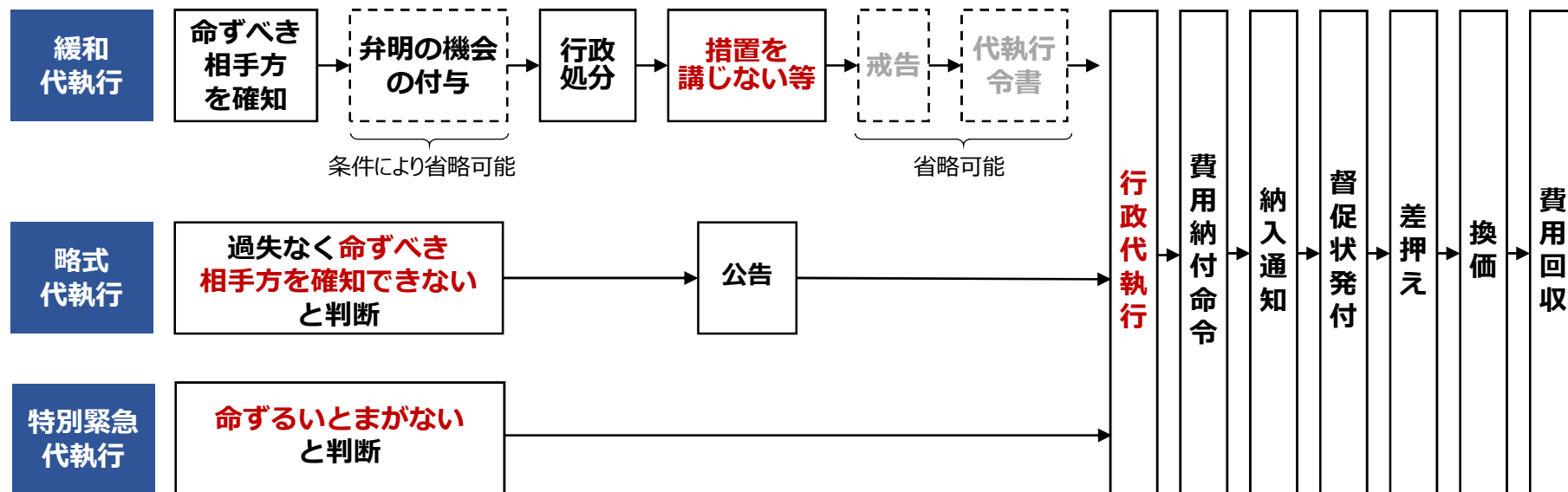
## ◆行政代執行の進め方

- 監督処分、改善命令の対象となる盛土等について、災害防止措置を命令された者が、命令に応じない場合などは行政代執行を行う。
- 本法は、**行政代執行法の特例**として、緩和代執行、略式代執行及び特別緊急代執行を規定しており、**簡易迅速な手続により代執行を行うことが可能**。

<b>緩和代執行</b>	: 命令を受けた相手方が <b>措置を講じない等</b> の場合に実施可能
<b>略式代執行</b>	: <b>命ずべき相手方が確知できない</b> 場合に実施可能
<b>特別緊急代執行</b>	: <b>命ずるいとまがない</b> 場合に実施可能

- 行政代執行に要した費用は、国税徴収法の例により徴収に努める。

### 行政代執行の流れ



※略式代執行の場合、費用の徴収については相手方を確知できていないため事実上実施できない。略式代執行後、引き続き原因行為者を調査することも考えられる。

## (5) 刑事告発

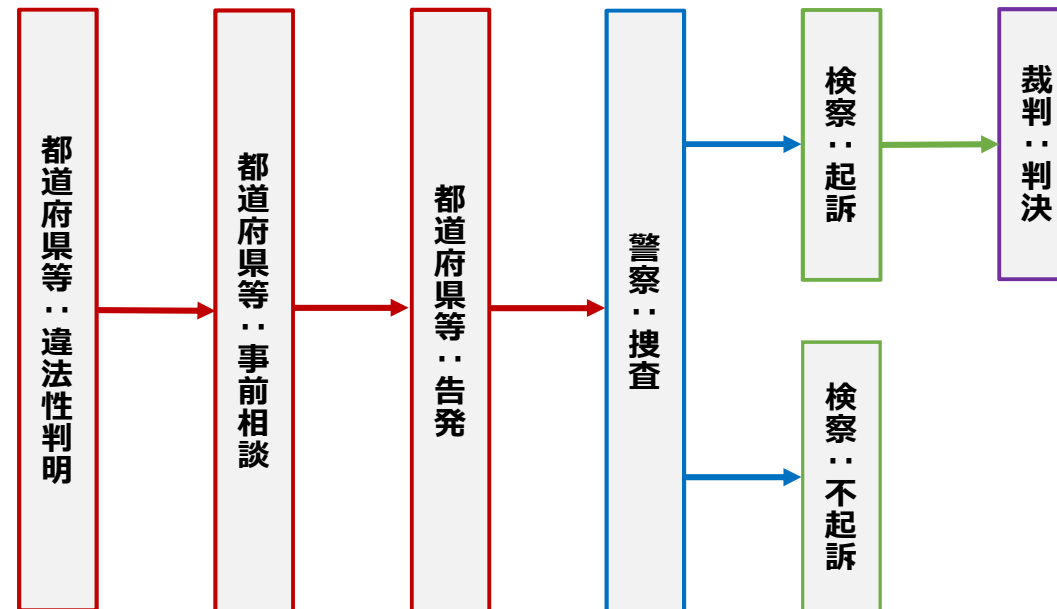
### ◆ 告発に向けた基本的な考え方

- ・ 悪質性の高い違反行為については速やかに告発の検討を開始するため、違反と疑われる行為を発見した段階で、早期に警察に報告し、その後の対応について相談する。

### ◆ 留意事項

- ・ 証拠資料の収集にあたっては、違反状況が一見して分かるよう可能な限り写真や動画を撮影すること。被告発人の言動を証拠書類とする場合は、発言内容等を記録できるよう複数人で対応することが望ましい。

告発から刑確定までの流れ



# 関係部局等との連携

## ◆ 関係部局との連携

### (1) 関係法令担当部局等との連携

- ・ 不法・危険盛土等に伴う災害の防止を効果的に図るためには、本法担当部局の体制を確立するだけでなく、関係部局との連携が不可欠。

#### 土地利用規制担当部局

許可・届出情報の共有や立入検査や行政処分の実施等、あらゆる点で連携。

#### 貨物自動車運送事業関係担当部局

土砂の運搬で過積載や不正改造車両の使用を発見した場合の車両の運行停止の処分 等

#### 公共施設管理担当部局等

パトロール等により不法・危険盛土等を発見した場合の情報共有や公共施設に被害を及ぼすおそれのある場合の連携。

#### 資源有効利用促進法等担当部局

搬入元の建設会社や登録ストックヤード運営事業者の情報共有、盛土規制法に違反した場合の建設業法での処分 等

#### 環境担当部局

＜廃棄物規制担当部局＞パトロール協力による監視・発見や廃棄物混じり盛土等への対応における連携 等  
 ＜ 土壌汚染対策部局 ＞ 発見した不法・危険盛土等に土壌汚染が疑われる場合の連携

#### 太陽光発電担当部局

再エネ特措法の認定事業者が盛土規制法に違反している場合の連携

#### その他部局等

法務部局、税徴収担当部局、防災部局との各種連携

### (2) 都道府県等と市町村間の連携

- ・ 基礎自治体である市町村は地域の実情に精通していることから都道府県等と市町村との連携が重要。

### (3) 都道府県等間の連携

- ・ 行政境界を跨いで土砂が運び込まれ、違反行為に発展する機会が多いことから都道府県等間での情報共有が重要。

## ◆ 警察との連携

- ・ 定期的な連絡会議の開催や人事交流による連携体制の構築
- ・ 告発に向けた早期相談 等

## ◆ 民間事業者等との連携の在り方

- ・ 不法・危険盛土等を早期に発見するため、関係業界団体等と連携することも有効。
- ・ 必要に応じて、あらかじめ有識者やコンサルタント等に専門的な助言・指導を求めることができる体制を構築しておくことも重要。